

第9回鎌倉市児童福祉審議会会議録

平成13年7月24日(火) 17時30分～19時30分

- 事務局 出欠の関係につきましては、委員は所用のため欠席。幹事につきましては、青少年課長が欠席しております。4月の人事異動で学務課長が交代しまして、今回初めて出席をしますので紹介をさせていただきます。学務課長です。
- 委員長 それでは、第9回鎌倉市児童福祉審議会を始めさせていただきます。冒頭のあいさつで、この審議会もだんだん機械化をされてきて、マイクが入るようになったというごあいさつをしようと思いましたが、いきなり、空調の方はもとに戻りました。
- 少し市長からの諮問事項にかかわった議論が進んできておりまして、前回、深沢保育園の見学をさせていただいて、それに基づいて、保育園の在り方について、委員の方からもご意見をいただきました。きょうはそれに答える形で、鎌倉市が大体として、どういうふうを考えているかということを伺いながら、また議論を進めていきたいと思いますが、資料の確認を事務局の方にお願いをしたいと思います。
- 事務局 それでは資料の確認をさせていただきます。今、委員長の方から、マイクを用意したということで、委員さんのところに置いてあるのですが、大変申しわけないのですが、今、マイクのもとの電源を用意しておりまして、しばらくマイクなしでお願いしたいと思います。
- それでは、資料の確認をさせていただきます。資料につきましては、事前に今回、資料9-1、それから9-2ということで資料を用意しています。それから、鎌倉の子育てを考える協議会が実施したアンケート結果を審議会あてに提出いただきましたので、参考までに委員さんには提出をいたしました。資料は以上です。
- 委員長 それでは議事に入っていきたいのですが、最初に、前回、第8回の議事録が出ております。また、内容あるいは文言等でご訂正があれば、後ほど事務局の方にお知らせください。
- それでは保育所を中心とした子育てについてということで、この資料9を使って、事務局の方からまずご説明をいただきたいと思います。
- 事務局 今回資料として出しましたのは、前回、深沢保育園を見学していただきまして、委員さん方からいろいろなアイデアですとか、意見等をいただきましたので、今回は市として、今、保育所を中心にどんな考え方で子育て支援を考えているのかということを出しまして、委員さん方のご意見をいただき、議

論をしていただくよう今回この資料を出しています。

まず、この資料につきましては、3月29日に行いました第6回、それから4月28日に行いました第7回のときに、「今後の保育所運営について」で市の考え方を示している内容のものをもう一度改めて出しているものですが、保育所の役割、公立・私立保育所の役割分担、行政の役割ということをもう一度改めて示して、それに基づいて鎌倉市としてどのような保育事業を展開していきたいかということの説明させていただきたいと思っています。

それでは資料9-1をご覧くださいと思います。A3の縦長で大きい資料ですが、これの1番目です。まず、保育所に求められるもの、期待されている役割ということにつきましては、今まで何度もお話が出ているかと思いますが、保育所を取り巻く環境の変化というのが大変大きくなってきています。その認識のもとに、保育所に求められている役割も変化しているというふうに考えています。

従来、保育園に入所しているお子さんの発達援助がまず主で、幼児中心の支援がなされていたと思います。それから、徐々に共働き世帯などの利用者を中心に利用者の就労支援の機能が付加されてきている。このことによりまして、対象となるお子さんが、幼児中心から乳児、学童というところまで広がってきているのではないかと考えています。

そして現在ですけれども、利用者の多様なニーズに応じた保育サービスですとか、保育所に入所しているお子さんだけでなく、家庭にいるお子さん、子育てをしている親御さんの家庭への支援というのも、保育所の役割として担っていかなければならないのではないかと、このように考えています。

ここでは、左から1、2、3と表現していますが、そのような流れの中で、現在はこういうような取り組みをしていかなければならないと考えています。また、機能的には、保育に欠けるお子さんだけでなく、子育てを中心とした地域社会や家庭全体への支援、こういうものが求められているのだろうと考えています。

9-1の下の方を見ていただきたいと思います。それでは具体的にはどのようなものが求められているのかということですが、大きく分けまして、子育てと就労の両立支援ということで、保育所に入所されているお子さんの保護者の就労支援が一つ。それから、地域全体で子育てという視点に立って、入所していないお子さんたちも含めての支援が、これから保育所には求められるだろうと思っています。

具体的には、いわゆる待機児童の出ないような、受け入れ枠の拡大をしていくことも考えていかなければいけない。それから、ゼロ歳児と産休明けからの保育等の充実もしていかなければいけない等々の量的な対応。それから、

質的な対応としまして、さまざまな保育ニーズに対しての保育サービスの提供をしていかなければならないだろうと考えていますので、ここにありますような保育内容を充実していきたい、いかなければならないだろうと考えています。

それともう一つ、保育サービスの質ということです。当然保育所に入れればいいということではないわけで、保育サービスがあればいいということだけでもありませんで、保育サービスの評価ということも今後必要になってきて、それを中心に保育サービスの質の確保をしていく必要もあるだろうと考えています。

また、地域全体の子育て支援については、相談援助活動と書いていますけれども、保育所を使いまして、地域におきます相談業務ですとか、今、話題になっています虐待等、そういうものの未然の防止等も保育所が担う業務になってくるのではないかなと思っています。

それから、これとあわせて情報提供と一つ枠で書いていますけれども、保育所でどういうことをやっている、または、こんなことをやっているんだよということを、しっかりと外に向かって情報を出していく。その情報を使って、利用者の方ですとか、第三者、これは市民の方とかになるろうかと思いますが、その方たちの評価を受けまして、ニーズに合った改善や向上を図っていくべきではないのかなと考えています。

2ページをお願いします。2ページについては、タイトルに公・私保育所の役割分担と行政としての役割とうたっていますが、今、1ページ目で述べましたように、保育所の役割をどのように進めていったらいいのかということですが、市内の保育所、公立、私立、認可外保育施設も含めて、保育を進めていっているわけですが、市全体として、1で述べましたように、保育所の役割を進めていくために、保育所に求められる役割をどのように果たしていくのか、保育所については、特に鎌倉では、地域バランスですとか、地域の特性にかなり差があるように感じています。その辺の地域バランスですとか、それから地域に見合ったどういうサービスを提供していくかということを考えあわせていかなければならないと思っています。ここで公立、私立という分けをして役割分担ということをちょっと説明させていただくのですが、公立、私立につきましては、やはりそれなりの特徴があるかと思しますので、その特徴を生かした形で役割を分担していけないかなと考えています。

まず、私立保育園については、いろいろなところで述べられているところですが、いろいろな事業がいろいろなニーズに即して、柔軟に保育ができています。これが公立との比較ということによく言われるわけですが、

実際に柔軟な保育体制を持って、事業の受け入れですとか、事業への取り組みをなさっているという特徴がありますので、これらを生かしていただいて、今実施しているいわゆる通常保育の充実を進めていっていただくということと併せまして、地域活動等、地域支援を充実していただきたいと考えています。

それから、公立保育所の特徴としては、行政機関であるということもありますが、地域のいろいろな関係機関、例えば鎌倉市内部で言いますと市民健康課ですとか、教育委員会の関係ですとか、関係機関がかなりあります。また、保健所等の関係機関等がありますので、そういうところとの連携が比較的とりやすいのかなと考えています。

それと公立の場合には、職員が公立保育所全体の中で異動していくということもあります。それから保育所の運営そのものが、公立は大体同じような形で行っているということもありまして、例えば、共同で何かをしていこうという場合には、それなりのスケールメリットといいますか、進めていくにはいい点があるのではないかと考えています。

それから、職員の年齢的なバランス。前にも公立保育園は平均年齢が高いというお話もさせていただいてはいますけれども、併せて年代のバランスが比較的とれているのではないかなと考えています。若い保育士さんから経験豊かな保育士さんまで多いということで、こういう年齢バランスというものが公立には特徴的にあるのではないかと考えています。

公立につきましては、これらの特徴を生かしまして、当然、今までの保育機能というのは継続していくわけですが、そのほかに地域の子育て支援に重点を置いたサービスを提供できる、子育て支援の拠点としての機能を持つていくべきではないかと考えています。いわゆる保育所というよりも、子育て支援の拠点というイメージになっていくべきではないのかなと考えています。

また、多様なサービスが求められていますけれども、特に私立保育所では取り組みの難しいような、例えば病後児保育ですとか虐待等いろいろな問題を抱えているような世帯、そういう世帯へのフォローについては、公立が担っていくべきではないだろうか。また、全市的に取り組んでいくようなものについては、公立保育所の方が事前に担って行って、それを全体として広げていくべきではないのかなと考えています。

このような私立、公立保育所の特徴を生かしていきながら、全体として保育の質を上げていきたいというのが私どもの考え方です。当然そのためには、具体的にはお金の問題ですとか、人の問題等、いわゆる資源として今あるものをうまく再配分していくということも必要ではないかなと考えています。

それともう一つ、この前、「今後の保育所運営について」というところにも述べていますけれども、民間保育所の力を今まで以上にもっと借りていくべきではないのかなと考えています。

そのような考え方に則りまして、ここにイメージを書いています、下の方にこういうことを具体的にはやっていきたいということで、公立保育所のところでは、取り組みが難しいニーズへの取り組みということで、病児病後児保育ですとか、障害児保育、休日保育など、こういうものについては公立が率先して取り組んでいくべきではないだろうかと思っています。現実問題として、一時保育等については、公立では実施していなくて民間の保育所の方でお願いしているという現実がありますけれども、今後はもっと公立が、そういう部分を担っていくべきであろうと考えています。

当然のことながら、このイメージで示しています土台になっている部分については、共通の部分と認識しています、この部分については、公立、私立とも今後とも努力をしていかなければいけない内容ではないかなと考えています。

では、3ページ目をお願いします。今まで保育所はこういうふうにしていきたいということで、考え方を述べました。3に子育てネットワークイメージということで、一つまたイメージが書いてあります。子育てネットワークの模式になるわけですが、まず、子育て家庭に対して、現在、真ん中にお子さんのいる家庭ということで表現をしているつもりなんです、大きく幼稚園、それから保育園を中心に、教育または保育ということで子育て支援をしている部分があります。

それから、そのほかにその回りに代表的なものとしてあげてあるのですが、子育て支援センターですとか、ファミリーサポートセンターといったような機能、それから家庭保育福祉員、実際には鎌倉市では家庭保育福祉員が今機能していないのが現状なんですけれども、こういう制度も生かしつつ、間接的に直接的に子育てへの支援、それを使っているという実態があるかと思っています。

また、その上の方にNPOですとか、子育てグループという表現はしていますが、もちろんこれだけではないわけですが、いわゆる行政機関ですとか、このような機能以外のところの方々の間接的、直接的な協力もあって子育てがなされているというのが実態であろうかと思っています。

当然、今言った幼稚園、保育園等を中心にした、こういう子育て支援については、市ですとか、それから地域の住民の方ですとか、その他、先ほどもありましたが、いろいろな関係機関等が支援をしているという形が実際にはあるのではないかなと。また、このような形で進めていけたらいいのではない

かなと考えています。

この中には表現はしていないのですけれども、子育て家庭自身の自助努力と
いいますか、お子さんを育てていくというのが家庭、親御さんの責務として
ありますので、この自助努力、それから子育て家庭相互の協力とか支援とい
うのもあろうかと思えます。

それから、このページの下の方に、4として、保育関連実施施策として書い
ていますが、今まで述べてきました考え方に基づいて、どのような事業
を展開していくことがいいのかということで、ここに載せています。これに
ついては、従来から策定しています児童育成計画をベースにしていまして、
育成計画のうち実施計画に登載されているものを中心に、ここに事業として
挙げています。

これについても、先ほど来述べています子育てと就労支援、いわゆる就労支
援の部分と地域全体の子育て支援という大きな枠組みの中でくくって見てい
ます。就労支援の部分については、この1番から8番ぐらいまでの内容につ
いて、私どもがやっていくべきものとして今考えているものです。それから、
9番から13番までが、地域全体の子育て支援としてこういうことをやって
いきたいと考えているものです。14、15、16については、どちらとい
うことではなくて、やはり共通の支援体制の事業実施ということになろうか
と思っています。

実施の対象園が一番右の欄に書いてありますけれども、この中で公私立と書
いているのは、公立、私立保育所ともにやっていっていただきたい。それか
ら、公立と書いてあるものは、先ほど述べているようなことなんです、い
わゆる公立保育所が先駆的に、これからやっていくべきものと考えています。
その他と書いていますのは、これは保育所以外のところでやっていきたいと
考えている内容です。実施の事業としては、具体的にこのようなものを考え
ています。

それから、資料9-2というA4の横版になります。今、実施施策というこ
とで、このような施策をやっていきたいということをご説明いたしました、
これも具体的な目標は、大体どういうところに持っているのだということ
で示しているものです。

目標値については、平成17年度を一つの区切りにしています。これは児童
育成計画、それから、後期の実施計画もこの17年度が一つの区切りになっ
ていますので、ここについて一つの目標を置いてみようということで設定を
しています。なるべく夢のような形にならないで、実際に実施可能な目標を
掲げているつもりです。

右の欄に最終目標ということで書いていますが、これについては、今後いろ

委員

何を申し上げていいのか、まず一つは、私、こういう図というのが好きではないんです。わかっているようで、非常にわかりにくいところがあります。図にすると、後でもちょっと述べたいところがあるのですが、やはり適切でない表現になっているところが、私はあるのではないかと思います。おっしゃっていることと図が違うということがやはりございますし。

それで、1ページ目に限ってというお話ですから一つ。まず、1点目は時間的变化、機能的变化ということで保育所の役割を説明をされていますが、この説明の仕方が違うのではないかと私は思っています。時間的变化ということではこうなっていますが、1点目が子どもの発達援助、その次に、時間が経過して就労支援になった。そして、これからは地域全体の子育て支援なんだ、そういう見解のされ方だったんですが、これは違うだろうと。まず、最初に、就労支援があった。だからこそ、保育に欠ける子どものための保育所を設置されたのだと思います。その中で当然のことながら、子どもの発達援助というのがそれに付随をしてくる。そして現在もよく使われるニーズですか、ニーズの中で地域全体の子育て支援を充実していかなければいけないだろうと。これが正しい見解の仕方であろうということですから、時間的变化という区切り方は恐らく違うだろうと思います。

それから、その下の2点目、機能的变化というのですね。これも違うだろうというふうに思うのですね、私は、保護者として言うと、保育に欠けるというこの表現は法律用語ですよ。余り好きではないんです。欠けたくて欠けているわけではありませぬので、もともとは児童福祉法によって設置が義務づけられたところから来ているはずですよ。その児童福祉法によって設置が義務づけられている保育に欠ける子どものための保育、そこからいわゆる保育というのが始まったと。それが現在どういうふうになっているか。児童福祉法が改正されて、その役割というのが云々。どのように評価しているのか、いろいろな評価の仕方があると思いますが、変化をしてきたと。そこに対応して、ここに書かれているというのが本筋ではないのかな。もし、鎌倉でもって、保育所の役割をこのように考えているとするならば、機能が時間によってただらだと変わってきたと。そういう受動的なものではなくて、やはりもっと積極的に鎌倉市全体がどういう問題点を抱えていて、どういうふうに世の中と鎌倉が変わってきたからこそ、それにあわせてこういう保育が求められてきていると。そういうふうにはぜひお話をさせていただきたいと、1ページ目に関しては思います。1ページ目のところですね。

委員

反論。時間的变化の ところで、委員は、最初から就労支援があったではないかという話がありましたが、保育に欠けるということは措置要件の中には一言も出てきておりませぬ。

ですから、途中から就労支援になり、それが厚生労働省になってから急激に表に出てきたということで、これは子どもの発達援助ということについて限って言えば、事務局の説明が、私はいいのだと思っています。

委員長

このあたり、　さんがおっしゃった、法律でないところの現場の思いと、法ができてから以降の流れと、その辺の見解の相違かもしれませんが。むしろ私は、審議会で、もちろんその経緯も大切なんですけど、特に下の方ね、これから保育所がどういう役割を担っていくのかという、そちらの方が大切だと思うのですが、　さんの下の方のこの図式というのは、何かわかりにくいところがありますか。

委員

すみません。下の方に関連をしましては、先ほどの説明を絡めてお話をすると、4点くらいあるかと思うのですが、一つは最近の行政の言葉で、ニーズという言葉が出てきますけれども、考えなければいけない点は、ニーズなのか、市民の要求や要望があると、そういうところから発しているのか。それとも保育そのものは、行政に課せられた義務というところの問題、そこは私はやはりちゃんとしなければいけない問題だろうと思います。

それから、私、これも好きではないのですが、メニューという言葉。メニューというのは、これだけのものがありますから、どうぞご利用くださいと、利用されない人もいるし、利用する人もいますよと。これの用語の使い方、私はすごく気になっているところです。

二つの点で共通している点は、行政がここで保育所の役割を考えると、どういうふうに鎌倉市の中で市民を育てていくのか。そういう視点だと思うのですね。

あと後ほど全体を通してのところ、もう一度申し上げるかと思いますが、市民がどのように保育の事業あるいは子育て支援の事業に参加をするのか。そういう視点が、私は、この図の書き方の中にはないのではないか。それから先ほどの説明の中でも、参加という視点はほとんどなかったのではないかと思います。

もう一つ、情報提供のところでお話があったかと思うのですが、その参加がどういうふうになるかという問題と、それから、そのニーズのところではこういうふうに申し上げたと思います。保育をするということが義務なのか、それともニーズがあるから、それにこたえてサービスとしてやるのかという観点の違いによって、説明責任というのが生まれてくるかこないかという問題が発生してくると思うのですね。そこが公立保育園と民間の保育園の違いになりますけれども、それから民間の保育園の大きな違いとして出てくるのではないかと思います。

委員長

ニーズのことについては、私ども大学の人間として少し　さんと議論をし

ないけれども、それはまた、実際的な保育所の役割のところで議論をしていきたいなと思っています。

とりあえず保育は、やはり一つは顕在化していないニーズというのもあって、それは積極的に行政なり、専門的な知識を持った人間が掘り起こしていかなければいけない部分もあって、要求があるからやる、やらないというのは、また別のところでニーズ論はあってもいいかなという、そんな気はしています。

委員 メニューという言葉が嫌いだという話が出ましたが、私もメニューという言葉は嫌いなんですけれど、これを使い始めたのは厚生省でして、これは特別保育事業というのをメニューと称して説明したんです。なんでそう言ったかという、子ども未来財団の財源を使って行う特別保育事業は、厚生省の一般財源とは全く別なので、それについてわかりやすいようにメニューと称した。これが一番のことですから、それだけご承知おきください。

委員長 そのあたり、また鎌倉でどういう表現をするか、またここで議論してもいいかなと思っていますが。ほかにございますか。先生、何かありますか。

委員 委員のおっしゃった時間的变化と機能的变化、これをどう解釈するかとおっしゃっていたと思うのですけれども、私、お二方のお話を伺ったのですが、暑さのせい何かちっともよくわからないで、ちんぷんかんぷんなんです、ちょっとそこのところ、必要ではないのでしょうか。それともわからないままいってしまっているのかなと私今思っています。どうしましょう。

委員 それは委員長専門だから。

委員長 では私なりの整理をさせていただきます。もともと保育所の前身というのは季節保育所という、農繁期にお子さんを預かっていたところから、教科書的には話を始めています。それとは別に、やはり地域で幼稚園も保育園もないころに、子どもたちをどういうふうに育てていくかということについては、都市部でさまざまな活動があって、そこにも保育所の役割というのがあったと思うのです。

戦後直後というのは、むしろ保護者の就労支援というよりは、就労してしまっている保護者のため、保護者の子どもの面倒を見るというところが、児童福祉法にのっとった保育所の発端だったろうと思います。

それが高度経済成長期に、特に就労する女性が増えてくる中で、まさに保護者の就労支援の役割が明確にされてきましたし、その時期になって、現場からも、自分たちは子どもを預かっているだけではないよと。その中で子どもの発達の保障もいるし、広い意味では教育もしているのだという意見が出始めたのが、1960年代から70年代なんだろうと思いますから、ある意味で、委員の指摘されることも当たっているのですね。子どもの発達援助

というのはそのころにあったのではないか。その時期に、一時期、幼稚園と保育園を一緒にしようではないかと。これは子どもの教育や発達を保障するということでは一緒なのだからという話が、60年代から70年代にあったと思いますから、当時の文部省と厚生省との関係で、それは実現をしませんでした。

80年代、それから90年代、特に少子化ということが社会的に危機感を持って意識されるようになってから、この地域全体の子育て支援というところが強調をされてきているということで、先般1997年の児童福祉法改正をするときに、委員が嫌いだとおっしゃった、保育に欠けるという、この欠けるという言葉も、保育を必要とする子どもと変えようではないかという議論もあったのですけれども、ここもそこまで一つの改革で歩を進めることができなくて、保育に欠けるという表現だけは残ってしまったという考え方をしていただければ大体いいと思いますが。いいですかね。

あと、委員、委員、何か。

委員 私、2ページ以降でちょっと時間を使いたいと思いますので。

委員長 それでは、2ページ目の方へ進んでしまってよろしいでしょうか。

過激な意見はもうちょっと先。では、2ページ以降ということで。

委員 2ページ目にあるのですけれども。後でいいです。

委員長 そうしたら、また、委員のところにはマイクがありますので。ちょうど2ページ目にいきましたので。

委員 2ページ目で、公私の役割分担ということが出ていますが、これで見ますと、私立保育園のところは上の図も下の図も、上のところが空白になっているので、私立保育園は今のままやっけていてちょうどいいということなんだろうと思います。

これはそういう点で、下の方に書いてある、子育て取り組みが難しいニーズへの取り組みということは、公立の方でやりますと。私立保育園は、これまでどおりやっけてくださいということだと受け取ったのですが、それでいいのかどうかということが1点。

それからもう少し、先生に触発されるわけではないですが、もう少し言いますと、これまで私立保育園と公立保育園という比較は非常に難しいのですが、どちらかという、いろいろな新しい取り組みというのは、私立の保育園で先に進んできたということもこれまでの議論で伺ってまいりました。公立保育園においては、それぞれいろいろな理由があって、そういうことで取り組みが遅れてきたのだらうと思うのですが、この図で言いますと、どちらかといえば、後の方からいろいろついていったといいますが、それ以上公立保育園の方で率先して、難しいことをやっけていこうと。非常に前向きな計

画で、これ自体としては結構だと思うのですが。これまで公立保育園でこういうことはできなかったというのは、どこに原因があって、その原因をどう改善することで、これからできるようになりますという計画でないと、どうも絵に書いたもちになる、計画だけになるという気がしています。

ですから、特に公立保育園で、こういうことをやろうという意欲は非常に結構だと思うのですが、その前提条件をどう整えていくかということが議論されないと、余り意味のある計画にならないのではないかと気がしています。最初はそのくらい。

委員長 1点目にかかわって、上の方の白いところ。これでいいのかという問題提起をされて、委員としては、ここに何かこんなものを入れるべきだということご意見がありますか。

委員 私の非常に狭い経験では、ここに書いてある、例えば病児病後児保育であるとか、休日保育、障害児保育、これは非常にこれまでも議論されていまして、必要だと思うのですね。

これは私立保育園でも必ずしもうまくできているわけではないのですが、それも先ほど言いましたように、これは公立だからできるのか、私立ができるのかという区分けというよりも、どういう前提条件をそれぞれの園に加えるか。人的、施設、それから資金ですね。そういうことを全部含めて、それでこういう前提条件がこちらの園ではつくりやすいので、こちらの園でやりますという議論をしないといけない。だから、これについて私立の保育園では先駆的なことはできないだろうと思いますし、そういう意味での発言です。

委員長 特に人も、それから恐らくお金も、集約的にかかるサービスについて、どういう前提条件でつくるのかという、委員のご発言、非常に的を射ている部分だなと思います。

何かその辺で、鎌倉市として、この図で言うと、これを公立でやりますという図式になっておりますが、委員の、どういう前提条件なんだということについて、お答えになる準備がありますか。

事務局 お答えになるかどうか、ちょっと自信がないのですけれども。まず、私立のところは何もないではないかと。このイメージ図で見ますと何もないということで、今までどおりのことをやっていただければいいのだとは考えていません。共通の部分にかかわるわけですが、やはり今も努力をさせていただいていますけれども、例えば受け入れ枠の拡大についても、私立保育所の方にも頑張らせていただいています。もちろん公立もそれなりに頑張っているつもりですけれども、そういうことももっとお願いしなければと思っています。

それから、相談援助、また、地域活動ということも書いていますけれども、これについても従来説明をさせていただいていますが、公立、私立ともに

各々独自の方法、手法等は違うわけですが、地域の中でこういう事業を進めていただいているという事実もあります。

しかしながら、今まで行っています、いわゆる入所しているお子さんを中心とした保育所だけでなく、これからはぜひ地域のお子さん、地域に出て行って、子育て支援というか、子育てのお手伝いができるような保育所をつくっていききたいというのが基本的な考え方にありますので、当然、全体として底上げしていただきたいというのが、まず一つあります。私立はこのままでいいということで考えてはいません。

また、保育サービスの質の確保ということをやっていますが、今、保育所の方には苦情処理委員会、苦情処理を各々保育所での確に受けて、改善等をしていくような形で持っていくようにということで、そういうものを出しています。

それから、苦情処理だけではなくて、やはりサービス、サービスという言葉にも抵抗があるかもしれませんが保育の中身について、こういうようなものがほしい、またはこういう改善をしていったらいいのではないかというものは、私ども保育所に直接かかわる者だけでなく、市民の方、それからもちろん保護者の方、保護者の方からは直接的な要望というのはかなり多いかと思えますけれども、そういうようなものを的確に受けて、やはりある程度評価をしていただく。または自分たちも評価をしながら中身を変えていく。もちろんよければ変えなくてもいいわけですが、なるべくそういうようなことができるような体制をつくっていただきたいと考えています。この部分というのは、今まで公立、私立にかかわらず行われていない部分ではないのかなと思いますので、この部分については充実を特に図っていただきたいと考えています。

それから、委員さんが後段で言われましたように、確かに前提条件を整える。いろいろ今までの議論の中で、保育所、保育士さんの労働条件の問題ですとか、いわゆる運営費に頼ったといいますか、運営費で行われている保育所の経営そのものについてもかなり厳しいものがあるという議論もいただいていますけれども、当然、こういうようなことをやっていきたいということで、それについては今委員長も言われました、人、それからお金、現実的などころとしてはそういうものがまず必要になってくると思います。これについて今、個々にこれだけかけていくというものを、ここではお示ししているわけではありませんけれども、当然こういう考え方を持ってやっていくのだということで、いわゆるコンセンサスを得られれば、それに見合った裏づけをつけて、やっていかなければならないことと思っています。

以上です。

委員

病児病後児保育があつて、これは小児科医の中でも意見が分かれているところなんですけれども、何かしてほしいと言うと、お金がない、お金がないという鎌倉市で、全部の公・私立の保育園に、どうやって病児病後児保育をやるのか。ただでさえ少ない小児科医をどうやって確保するのか、看護婦はどうするのか、そういう資金をどうするのか。こういうことになると、例えば川崎の方で小児科のお医者さんが中心になって始めた病後児専門の保育園 - 他の園長さんたちはみんなせせら笑っておりますけれども - 結果は、今、大入り満員ですね。熱が出たときに、何か伝染病になったとき、そういうときに、その日だけ一時保育で預ける。そこには開業しているお医者さんがいるわけですが、何かあるとすぐ飛んできてみてくれる。全部の民間、公立の保育園に、全部同じ機能を100%備えておくというのは事実上無理な話で、これはやはり地域的に、どこかにポイントを置いてやる方がいいのではないかなと思っています。

発言したついでに申し上げますが、この2枚目の図は極めて気に入らない。こんな図を出すから、だから民間は働いていないということになる。そう言いたかったのでしょうか。だってね、私たちは、公立の保育園は機能していないと思っている。ある人に言わせると、今、待機児が一番多い元凶は公立保育園にあるということが一番よく知っているのは、小泉総理だということ。それで保育士さんたちは働く意思があつても、組合のганじがらめの問題があつて、働けない。これは事実で、気の毒だと思っている。

でも、この自治体の労働組合の人たちは、もう公立の保育園は私たちでは賄い切れないと、そこまで言っている状態なんですけれど、やはりこの地域では、自治体の労働組合の力が強い関係もあつて、公立の保育士さんの中で一生懸命働きたい人が働けないという、これは事実なんですけれども。この図を見せるから、公立の保育士は、民間より私たちの方がよりよく働いていると、こう言うの。ところがよく見てみると、公立はこれからやります、やりますで、全部民間が先にやっているんだよね。

今、さんのお話の中で、苦情処理の問題というのが最後に出ましたが、私立中心にやっていく、こういう話が出ていた。この話は厚生省から出てきたとき、公立が一番に取り組むべき話で、さっきの言葉のメニューというのは気に入らないけれど、それを使うと、そういう特別保育事業も含めて、みんな民間がやっているから、お前たち、公立もやれよと。そうすると、プロジェクトチームをつくって、何年もおくれて始まる。本来は公立がやって、これだけお金がかかるから、このお金を補助するからお前たちもやれよという、その姿勢が本来の姿勢だと思う。

保育コストが安くおさまって、それで子どもがよりサービスの提供が受けら

れて、しかも保育園に來ない地域の人にもそれに参加できるようになれば、コストのうんとかかる公立なんか置く必要がない、こういう話が極論としてあるわけです。その極論に、民間としては導ける図面である。公立としては、公立優位の、公立こそ仕事をしているというのがある。

全国の公立の施設で、この間出した文章の中にも、「公立ならではの」と書いてある。「公立ならではの」というのは、働かないという意味かと言ったら、公立でなければできないですと言うけれども、こういうことも含めて、この辺のチャートのつくり方をもう一つ考えていただかないと、先ほど委員がおっしゃったように、絵と説明が全然違う。私に言わせれば、事務局のこの部分についての説明は詭弁だと思います。

委員長 公立の保育園と民間の保育園で、これは 委員もおっしゃっていたのですが、さまざまな先駆的な実践をしてきたのは、むしろ私立の保育園だったと、そういう経緯、それをこの図式の中では読み取れないし、今後、そういうことをまだたくさんいろいろな実践というものがあるその可能性、それもここからは読み取れないのではないかというご意見だったと思います。ちょっと審議会の場ですので、職員（組合）の運動ということは余りどうかと思わずけれども。やはり公立と私立の保育園の中での経営と今後の可能性ということについての保育園だったと思うのですが。

1点目の病児病後児保育については、資料9 - 2を見ると、鎌倉では全園というよりは1か所という提言をなされているようなので、ここは多分全園ということではないような、鎌倉市の今の考え方と理解をしております。

ただ、これは 委員もおっしゃったように、図にすると、本当にわかるようにわからないところとか、十分に表現し切れないところがあるのかなと思っておりましたが。ほかの方はいかがでしょうか。

委員 さんからのご説明で、公立保育園と私立保育園の特徴ということで比較をなさったと思うのですがけれども、例えば公立保育園が、関係機関との連携がとりやすいということ。私立保育園は柔軟な保育ができるということ。私、柔軟な保育というのは具体的にどういうことか、もっと伺いたかったのですが、それは今後ということであれなんですが。教えてください。考え方として、ご説明の中に、それぞれの特徴を生かしてとか、伸ばしてとおっしゃったと思うのですが、生かしてということだと思います。だから、とてもそれはいいことで、とてもそれは賛成なんです。

それと同時に、例えば公立保育園の特徴として、関係機関との連携がとりやすいということは、私立保育園の方はそんなとりやすすくないのかなという気もしたし。逆に私立保育園は柔軟な保育が特徴ということは、公立保育園は柔軟な保育が余りなされていないのかなという気がしたので、特徴を伸ばす

というより、生かすということと同時に、お互いにいいこと、連係プレーで学び合い、特徴だからそれを伸ばすということよりも、自分のところの欠けているというか苦手な部分をも積極的に取り組むという、お互いにそういった考え方でやって伸ばすと同時に、苦手な部分もどんどんお互いに学び合っていて、それこそ両方が伸びる保育をしていただきたいなと。そういう考え方をなさっているかどうか。何かお二人の意見を伺っていると、何か対立しているように思いました、ちょっと心配かなと思いました。

委員長 柔軟な保育というのは、委員からご説明していただいて、今、後段の方の質問は、鎌倉市ということで。

委員 つまり、民間は柔軟なということは、行政が冷たいと、民間は見てている。だから行政にたくさん、行政が公立の保育園を支援すると同じように、民間にもすべきであろうと。同じ市民の子を預かる。しかも、公立よりも民間の方がよりサービスの内容が豊かであると。ですからそれは柔軟だということで、なるべくコストダウンを図って、部長以下、そういうことはないのだけど、そういう姿勢がありありと民間からはひがみで見えると。これはだから行政が冷たいという表現を私たちはしていると、こういうことですよ。

それで例えば、今、下水道がいっぱい入っている。入れると負担金を支払わなければならない。公立は当然役所のお金でつながりますね。民間は柔軟ということは、年間の予算の中から、どこからお金を探してきてつなげと、こういう意味ですよ。100万円かかるのか、150万円かかるのかわかりませんが、公立の保育園はそういうことですね。私はこれは気に入らないから、後で予算要求しようと思っていますけれど、それはいいです。

それで柔軟な保育というのは、一番簡単な例を申し上げますと、ゼロ歳児の保育、1歳児の保育というのがありますね。そうすると、これが一番希望者が多い。民間の保育園というのは、(2歳)未満児が定員の2割、(2歳)以上児が8割というのが古い時代の仕分けの仕方、それがずっと今生きているわけです。

ところが公立は、ゼロ歳の定員が何名、1歳が何名、2歳が何名と、細かい部屋に分かれています。私はそれをハーモニカの部屋と呼んでいるのですが、そういうふうに分かれています。

4歳以上児は幼稚園に行くと思いますから、大体定員いっぱい集まることが少ない保育園の方に、4歳以上児は部屋ががらがらであっても、ゼロ歳、1歳は満員であるという保育園が多くありますね。そのとき、民間は子どもが入らないでお金が来ないと、人件費が出ていせんから、子どもをたくさん入れる。定員に近いだけ入れたいわけ。そうしますと、以上児が空いている分、低年齢児を受け入れるわけです。公立はそれができない。ところが表を

歩いている人から見ると、入れてくださいと言うと、いっぱいだと。でも、以上児の部屋は先生ばかりで、子どもはいないではないか、だから機能しないと、こういう言われ方をするわけです。それは先生たちの責任ではないけれども、そういうゼロ歳を、この保育園、何人定員があるのですかと言ったら、1人だとか2人だとか、そういう公立の保育園が現実の問題としてある。民間はそれではやっていけない。そうすると、以上児のかわりに未満児を10人入れたり、15人入れたり、余計に入れると。そういうことで経営を成り立たせようとしていると。地域にもそういうニーズがたくさんあるのだから、そのニーズにもこたえるためには、民間の保育園というのは、地域がなければ生活できません。公立は地域がなくても生活できるという、ちょっと言い過ぎですけど、民間に比べればそういうことであるから、その辺で公立の保育園のようなしばりをかけると民間はやれないだろうから、柔軟に対応していますと、行政は答えるけれど、柔軟に対応するというのは、お金をどこから探してきて、うまくやれよと。お金は公立ほどは出さないよと、こういうことでありまして、これが自助努力をしろという意味であります。ちょっと話が支離滅裂になりましたけれど、そういうわけであります。

委員長 もう一つの 委員のご質問ですね。特徴を生かすというのはわかるけれども、それでそれぞれがお互いのこと知らないでやらないよというのは困るではないかというご質問なんです、その点はどうですか。

事務局 私の説明の中で今、 委員が、柔軟な保育についてのお話をされました。私どもはそれがそのままそのとおりだと思っているわけではないのですけれども、公立については、先ほど 委員さんが一つ、最初に言っていましたように、関係機関との連携がとりやすいということ。現実の問題として、保育所以外のところで、子どもとかかわりがあるセクション、例えば市の中で言いますと市民健康課というのがありまして、出産からずっと成長していくところまでのいろいろな健診を中心にして、その中で未就園児のお話をしているのですけれども、お子さんとかかわりのあるセクションがあります。

それから、教育委員会の立場で、幼稚園もその担当に入っていますし、それから、子ども会館ですとか、これは今ご説明をしている部分ですけども、そういうようなセクションが市の中にあります。それから、保健所、児童相談所等の関係機関と、いろいろな会議でのやりとり等もありますので、人のつながり、それから関係機関同士のつながりというのはかなり強いと思っています。それが保育所とイコールではないわけですけども、当然、私ども行政が間に入ったりすることもあるわけですけども、そういうものがありますので、具体的には関係機関との連携というのは、私立の保育所よりも公

立の保育所の方がとれるのではないかなと考えています。

そのほかに、先ほど、例えば公立で言えば、こういうことということでお話しした特徴の中に、公立の場合には、職員が市の職員ですので、職場の異動なり何なりという形で、いろいろな保育園に動きます。それから、公立園全体として、保育所の運営方針というのを市の方で持っていますので、その中で動いているということもありますので、それをうまく使えば、実際に何か事業をやろうとする場合でも、全体8園の職員をそれに充てることのできる、考え方としてですけれども。民間保育所の場合には、大体一つなり、二つなりの保育所を抱えていらっしゃるわけで、その職員の数、人的な数で言えば、それを充てると非常に難しい事業もありますので、そういう意味では、公立の場合には、そういう人的な、量的なと言った方がいいのかもしれませんが。人だけではなくて施設もそうですので、そういうものを持っているというのが特徴だと思っています。

今、委員さんが言われたように、それを相互に、いいところをお互いにというお話がありましたけれども、例えば、今言った公立の職員数の多さですとか、それから施設の数の多さというのを、私立の方と一概に相互にというのはちょっと難しいお話ではないかなと思っています。

ただ、民間にあります、委員からもご説明があった中で、柔軟な保育をしていくということがお話にありましたけれども、やはり例をあげて言った方が早いかなと思うのですが、子どもの受け入れの話が委員からありましたけれども、例えばゼロ歳児を受け入れるに当たって、こういう定員枠をつくっている、クラス別の保育をやっています。これはこれなりの意味を持ってやっているということですが、実際に全体として保育所の入所定数がまだ余っている中で、ゼロ歳児を受け入れられないということに対しては、やはり民間の方が柔軟に対応されていると思います。

そういうことを公立ではなぜできないかというのは、やはり体制の問題、それを受け入れるだけの体制をつくれていないことと、やはり職員の意識というのはあるかなと思いますので、そういう部分については、やはり民間に倣うべきものは倣っていくべきだろうと思っています。また当然のことながら、公立保育所だから、民間保育所だからということだけでなく、保育全体を公立だけでなく、実際に民間6園と認可外2園が担っている部分が大きいわけですので、これがいい、これが悪いということではなくて、いいものは伸ばしていくという委員さんが言われたような形で考えていきたいと思っています。

委員長

前半の委員のご質問で、関係機関というお話があって、ただ、民間は関係機関との連携とりませんよということではないはずですから、それは一応

前提条件としてはとりやすいということで、例えばいろいろな問題があれば、民間の保育園でも関係機関との連携を取らざるを得ないわけですから。

委員 特に今、虐待の問題がありますから。

委員長 虐待の問題なんかはそうなので。児童相談所と民間の保育園は連絡を取っていらっしやると。ここはまさにどちらがどっちということではないということだろうと思いますが、実際の仕事としては、連携は公私に関わりなくとっていただくことは必要です。

今の議論に沿ってでもいいですし、別の観点からでも結構です。先ほど委員から参加というお話も出ていましたし、大分議論が入り組んできましたので、子育て支援の方に行ってもいいと思いますし。 委員さん、何か。

委員 私は、ちょっと関係ないことになるかもしれないのですが、先ほどの行政とか、いろいろな保健所と、例えば公立の保育園などの連携プレーがとりやすいということで、ちょっと自分の子どものときには一度も経験していないので伺ってみたいのですが、1歳半とか1歳児のときに、保健所の方からどこどこセンターに来て、体重とか身長を計ってくださいというのが、家庭にいる子どもには来ますよね。保育園では体重とか何かを見るということはあるのですか。

委員 3歳児健診とか、1歳6か月健診とか、いろいろありますね。それは通知が来たときに、お母さんが仕事をやりくりして、休暇をとって行っています。施設に来ることはないですね。これは公立の保育園も施設には来ないと思いますけど。

事務局 今、さんも言われていましたが、3歳児健診は、家庭の方に連絡があります。ほとんどお母さんですね。お父さんも行かれる方もいます。あと日常的には、2か月だったかと思いますが、保育園では、体重の計測というのを、保健婦さんが来て毎回やっていて、健康状態をチェックしています。むしろそういう点では保育園に入っていないお子さんたちの方が、日常的なケアは少ないのではと思っています。

委員 自分の園の話をするのは、ちょっと具合が悪いので黙っていたのですが、例えばひとり親家庭で、どうしてもその日休めない。そのときに相談されると、うちの職員が親がわりにつき添って行くということは、たまにはあります。

委員長 何でもよろしいですが。

委員 先ほどの話を蒸し返すようで申しわけないのですが、さっき私、前提条件という言い方をしたのですが、少し比喩的に言いますと、例えば学校なんかで、毎日遅刻してくる子がいる。遅刻をしてきた子どもに、ではどうするか。あしたから頑張りますというふうに言う。そうすると、そういう子は大体常に

遅刻してくるわけですよ、これから頑張るということではなくて。では、その子はどのようにして遅刻をするのか。前の日の生活に問題はないのかというようなことですね。そこからしないと、やはり遅刻はなくならないと思うのですね。この計画は、特に私立については、私も先ほどある程度申し上げましたが、公立のところに限って、非常に意欲的な計画を立てられて、敬服しますけれども。

実際にこれまで機能してこなかったということがもしあるとすれば、これから頑張って機能するようにしますということではやはりまずいわけで、これまでどうして不十分だったのかということを中心に総括して、その上に立って、この計画をスタートしないと、やはり同じことが繰り返される。せっかくいい計画を立てても、努力が報われないということがありまして、それを非常に恐れるわけです。

したがって、これからのことが大事だというのは当然なんですけれども、それまでどうしてうまく機能してこなかったのかということの総括ですね。それはきちんとする必要があるという意味で、これまで欠けていた前提条件をどう整えるべきかという言い方をしたわけです。少し誤解があるのか、ちょっと余計かもしれませんが、申し上げます。

委員

すみません。公立保育園の弁護を私がしてもしょうがないのですけれども、20年ぐらい前にうちの子が公立保育園にお世話になったときと、最近の動きの違いということで、こういう図式がうそではなくて、本当に進行しているのではないかなという感じはいたします。

例えば20年前、15年かな、さっき議論のありました、保育に欠ける子が保育所と。うちの子を入れるときに、うちの子は保育に欠けている、措置児という名前をつけられて、うちは措置児なのかみたいな、すごくそういうところも冷たくあったわけですが。

実際には、私が入りましてところは、保育園にいと、子どもがとても温かく迎えられて、仲間はあるし、親は友だちができるし、ここは保育に足りているのだと。そういうことで、自分のことになりましたが、私が外で青空保育を始めたのは、家庭にいる子どもの方が逆に保育に欠けていると思ったからなわけで。ただやはり公立に入る条件というのは非常に厳しくて、特に学童に入るときなんかは、なぜお母さんが働かなくてはいけぬか、そこで釈明しろみたいなことを言われなくてはならない時代だったのが、最近は預けている子どもの親が仕事を探すのだけれども、探している間、預けていいとか、昔だと、仕事以外のときは、例えば買い物や美容院に行くのもいけないということだったのですが、今はいろいろなお母さんをいろいろな点で救わなくてはいけないのと、虐待も起こるということでそういう息抜きの時間を保障

してもいいという世間の動きもあると思うのですが、大根をぶら下げて保育園にお迎えに来たら、何やっているんだ、あんた、それは仕事の時間ではないと、とがめられることは多分なくなってきているだろうと。だから、そういうことは地域に開かれたというところで幾らか動いていると。

ただ、やはり公立の場合ですと、ここでよしとしてしまうと、隣の園がもうそれに見倣わなくてはいけないとか、相変わらずそういうことはやはりあるわけで、なかなか柔軟性に向かっていくというのは難しいかもしれませんが、でも、ここの表を見ますと、待機児の出ない環境とか、地域育児センター事業で、地域拡大はこれはやっておりますが、一時保育を受け入れるとなると、一時保育に預ける親というのは、いろいろな事情があるわけですから、そういう子どもも、もし、通常の保育で預かっている子どもと一緒に見るとなると、かなり柔軟な対応が必要とされるので、もういろいろなことは言っていられないと思います。

ついでに地域のこともお話ししてよろしいでしょうか。ただ、やはり今の子どもの通っている保育園に、いきなりそういうことをするというのは本当に可能かなと思うと。先日、深沢保育園の見学してきたときに、お母さんが参観するときには、あそこに壁紙を張って、目隠しとか、そういうこともあるわけで、それはよそのおばさんやおじさんが来た場合は、それは保育者とか、子どもはなつくのであって、自分の親が来るということに対して非常に神経質になるということもあります。やはりそういう環境のところに入れかわり立ちかわり、一時保育で1時間だけ、2時間だけという子どもと一緒に入ってできるのかという、かなりこれは難しいのではないかなとも思います。例えばこの前、深沢保育園のあそこのところ、どういうふうを活用していったらいいかというときに、私は、また蒸し返すようですが、子ども会館とか、学童とか、それから、冒険遊び場とか、そういうものに活用したらどうではないかという提案をさせていただいて、そういうものと子育て支援センターの地域版というのとセットで、ああいうところを利用するのであればいいのですが、やはり通常の保育園とセットに考えるのは難しいかなと。

ただ、例えばこの前はできるだけあの場所に保育園をとということでまとまったのかもしれませんが、私としては、あそこの場所は、そういう地域に開かれたいろいろな機能を持ったところにして、予定地としている、例えば、歩いてすぐのところには保育園の予定地がありましたから、そこにもし保育園を置くとしたら、その子どももしょっちゅうそこに通うようにして、交流ができるようにするということならばいいのかなと思うのです。

関係機関との連携みたいなところで言いますと、子どもの遊び場とか、子ども会館の使い方というのは、とても密接なことなので、ぜひ青少年課の課長

委員

さんに、来ていただかなくてもいいかもしれませんが、その辺の計画をこの中に盛り込んでいただかないと、公立か私立かという話をいつまでもここでしていっても、何かむなしのような気がいたしましたので。

すみません。今までのお話しされた中でちょっと絡めながらということで、もう一つ、別のことを。最初に別のことから。

先ほど事務局の説明の中に、鎌倉には地域バランス、特性がかなりあると考えている。それについては今まで一回も言われてこなかった。資料が出されても、どういうふうに地域の特性があるかということが全く語られませんでした。それは今ここでとは私は言いませんが、やはりどういう認識でいるのかということは、再三再四、今まで申し上げてきたことですが、それはぜひ出していただきたい。

それから、先ほど来さまざまな委員から、例えば前提条件とか、そういう形でのお話がありました。それは全く今までの論議から、そのとおりだと思うのですね。

例えば私立保育園で、事務局の方で強調されていたのが、地域支援をしていただきたいと。地域支援をしていただきたいと言っても、やはり地域支援をするためには、それにかかわる人員ですね、それから経験を持った方がどうしても必要になってきます。

今、委員も言っていたように、経営の厳しいようなところというのは、職員はそういうところにはいかないと。そういう状況になってしまっているのではないかと思うのですね。そういった点では、やはり委員がおっしゃったように、前提条件となるものをきちんと確保しなければ、自助努力ということでは、とてもではないけれども、地域を見て、核になっていくなんてことは非常に難しいだろうと、私もそう思います。

だからこそ、鎌倉市独自の支援体制というのを制度的にきちんとつくっていくということがやはり求められているのではないかということ。

それから、柔軟な保育ということに関連をして、確かに私立の保育園がさまざまな形でいろいろなことをやられてきたと、私もそのように思う。

ただ、公立保育園の方が一つ一つの問題で、重要な意味合いもあるわけで、私立保育園はそういう柔軟な形で、組織が小さいですから、いろいろな形で、あるいは園長さんの意思一つで、ではこれはやっぺいこうということで、さまざまな現場の保育士さんの意見を取り上げながら、あるいは保護者の意見を取り上げながら、ではこれは答えていこうということが、対応できてきたのだと思うのです。それは民間の私立の、規模の小さな保育園のすばらしいところだと思うのです。そういうすばらしいところという観点で見たときに、公立の保育園は果たしてそうなのかな。保育士さんが、さまざまな

現場での問題点や意見、あるいは保護者の悩み、そういうことを一番知っているはずですよ。そこを吸い上げる場がないのではないのかな。そして、それがすぐに全市的になってしまう。あるいは一施設だけでも、ここの保育園だけでもやっていけないではないか。そういう努力をされた場面はいっぱいあると思うのですよ。そういう、いわば民間でもやられているような、そういう努力を大いに評価をしていくということ。そして、それを支援していく。それはまさに具体的に、さっきの言葉で使えば、そのサービスを全市的に行っていくという意味では、とても重要だろうと思うのですね。そういう点は、私立の保育園から学ばなければいけない点であろうと思います。

委員 委員の後ろの方の話はよくわかったのですが、前の方の話で、ちょっと民間の中身を 委員はよくご存じない。公立の保育園の方が、保護者の意見をよく聞いて、保護者の考えをよく取り入れたい保育ができる。私立は、施設長が何かワンマンみたいな言い方でした。そんなことは絶対ありませんね。

委員 いや、私はそんなこと言っていないです。

委員 ちょっと気に入らなりましたが。それはそれで。

私ども私立と言えればいいですか、民間と言えればいいですか、どっちなんですか。

委員 どちらでも。

委員 その私立の保育園というのは、大変一生懸命頑張ってやっておりますけれども、端的に公立と民間を比較して言うと、一番わかりやすい話が、公立は石橋をたたいて渡る。そして、特別保育事業に、プロジェクトチームをつくって頑張ろうと努力をする。民間は渡ってから石橋をたたく。そして、その結果、人件費、そのほかの費用で足りないところがあるけれども、役所、何とかしてくれないかと、こういう形で行くわけです。そして、お金が出なければ、それは園長がポケットマネーを出しても、職員に残業を強いても、それを地域のためにやっていく。地域に横を向かれたら、民間は生きていけない。この辺が大きな違いだと思います。

委員長 たまたま深沢の話が出ました。それで3ページ目の4のところには、深沢保育園を施設整備すると書かれています。この間、私たちも見学をしました。今、委員の中からは、総合的に子どもが使える施設にしてというコメントもありましたし、この3番目のところについて、今、鎌倉市が考えていらっしゃるということの方がおありになりますか。

事務局 今、委員長から話がありましたのは、先日、深沢保育園を見に行っていたわけですが、あれは建て替えをしていきたいという前提条件がある中で、どういう機能を持っていったらとか、どのような形にかえてい

ったらいいかという委員さん方のご意見、アイデアをいただいたということからお話をいただいたわけですが、

現実的な話として、保育所の建て替えというのは、深沢だけではなくて、公立保育園、私立保育園ともに、かなり老朽化は進んでいて、順次やっているという経過があります。深沢保育園について言いますと、深沢地域の中には3園の保育園、近くに寺分保育園、それから、山崎保育園も深沢地域ということで今認識をしているので3園あるわけですが、先ほど言ったこの考え方に基づいているわけですが、地域に子育ての拠点を一つずつつくっていききたいという考え方を持っています。その中身と前提条件というお話もありましたけれども、そういうものについて、今、ここでどうのこうの言うことは避けたいと思うのですけれども、深沢地域の中で一つ拠点を一つつくっていききたいという考え方を持っています。前回はいろいろなご意見をいただきまして、それも私もまとめてみたわけですが、その中で、現在ある深沢保育園に、いろいろな機能をつけていく。そして考え方としては、拠点化をしていくようなお話もありました。

また、私も保育所の運営方針の中で言っているのですけれども、保育園を建て替えていく場合、また、新しく保育園をつくっていく場合には、民間の力を借りていききたいという考え方が別にあります。

お金がないと言いたくはないのですけれども、現実問題として、保育だけに財源を充当できるような、今、鎌倉市の財政状況でないというのがありまして、限られた財源でいろいろなメニュー、ほしいものをつくっていききたい。また、求められているものをつくっていききたいという考え方がありまして、民間の力を借りていききたいという考え方があります。

深沢については、一番最初に建て替えをしていききたいと考えていますが、建て替えにあたって拠点ではなくて、民間の方の力を借りていくという考え方と、それから深沢地域の拠点にしていくという考え方、今、どちらにすると決めているわけではありません。この間の委員さん方のご意見も参考にしながら、もう少しいろいろなご意見をいただきながら進めていききたいと考えています。

委員長 その拠点ということで、委員の方から、市内の中に何拠点予定をしていて、その拠点というのはどういう地域特性を認識しているのか。

この審議会が始まって以来、委員の方から、地区ごとの子どもの数とか、親の就労状況とか、鎌倉市一まとめにするのではなくて、地域の特性を私たちに把握をしていきたいと思いますよというご提案があって、鎌倉市からの幾つか資料は出していただいたのですが、拠点化といったときの、鎌倉市が持っているイメージというのはどういうイメージなのでしょう。

- 事務局 拠点のイメージですが、鎌倉市のほかの行政機関もそうなんですけれども、大きく分けて五つのブロックで考えています。これは実施計画等の地域計画などについても五つで考えています。大体旧鎌倉、それから腰越、深沢、大船、玉縄で、保育所の拠点についても、その配置でいけるのではないかなと考えています。
- 委員長 その拠点施設については、先ほどの公私役割分担で言えば、公でやりたいというお考えがあるのですか。
- 事務局 今の段階といいますか、私どもがこの考えを出している中では、公立を拠点にしていくのが一番スムーズな方法でできるのではないかと考えています。
- 委員長 確かにきょうの表からいうと、そういうのも図で余り出てこないみたいで、わかりにくかったかもしれませんね。何かご質問は。
- 委員 3ページのネットワークイメージというところの上の真ん中にあるから、いささか気になるのですけれども、鎌倉市では、NPOに保育園を委託するようなお考えがあるのですか。その辺をちょっとお伺いしたい。
- 事務局 今、委員からのお話なんですけれども、ここで例示的にNPOと書いていますけれども、これは直接的に保育園の運営をNPOにお願いしていこうとかという考えは、今の段階では持っていません。ここでイメージ図に示していますのは、ファミリーサポートセンター、子育て支援センターのところとNPOをつないでいるわけなんですけれども、実際にファミリーサポートセンターを来年度には立ち上げていきたいということで今動いていまして、その運営等について、NPOにお手伝いをしていただくという考えは持っていますので、ここではそのような表現をしています。
- 委員 マイク持ったついでにもうちょっといいですか。先ほど委員から一時保育の話が出ましたので、ちょっと参考に申し上げておきますけれども、私どもで一時保育をやっておりますが、年間延べ1,000人ぐらい来ております。その預ける理由としては、従来からある緊急一時保育という、親が病院に行くとか、冠婚葬祭とか、そういうのがあるのですが、そのほかにリフレッシュ保育といって、友だちが集まって、お茶を飲もうとか、テニスに行くとか、観劇に行くとか、クラス会に行くとか、これは明るく日からの保育がリフレッシュされて、よい保育ができるだろう。家庭での触れ合いができるだろうという意味で、国が定めている方針ですが、そういうリフレッシュ保育というのがある。
- それから、障害児であると保育園には入れないので、健常児の子が何よりも薬であるという、障害児のお母さんが多いということから、週3日間、障害児が通ってきている。それから、近所に友だちがいないということから、週3日通ってくる子ども。それから習い事をして、その資格が取れた段階で就職

をしよう、あるいは教室を開こう。そういう人たちもおります。

一時保育室というのは確保されておりますけれども、私は本来隔離保育というのはあり得ないと思っておりますものですから、集団の中で、しかも週3日来る子については、友だちが大勢できておりますから、普通の集団の中で過ごさせています。ただ、たまに来る子が一日中泣いておりますから、1対1で対応しているというのが現状であります。

実際には定員を超えて子どもが入っておりますから、職員は大変ですけれども、それぞれのお母さんがうれしそうな顔をすることに助けられて、働いているということでもあります。

ついでにもう一つ申し上げます。先ほど私は、うちわをたたいて怒鳴りましたけれども、福祉部の部長以下皆さん方の名誉のために、ちょっと申し上げておきます。民間の事業について大変理解と評価をしていただいております。そのために民間の補助金はたくさん頑張って、財政とけんかをしながら頑張っつけていただいているということを申し上げておきます。

委員 3ページ目の図についてなんですけれども、この家庭保育福祉員というのは、よくこのごろ横浜などで話題になっている、ある方が登録をしておいて、おうちとかでお子さんがお留守番をしているときに、時間単位か何かで保育をしてもらうという方のことを言うのでしょうか。

事務局 今おっしゃられたような、いわゆるベビーシッターさんのような業務になるということではありません。家庭保育福祉員につきましては、制度的には鎌倉市はかなり古くから持っているのですけれども、現在機能していません。家庭保育福祉員については、一定条件、当然、保育ができる場所、保育ができるだけの能力を持った方に市の方に登録をしていただきたしまして、その方の自宅で保育に欠けるお子さん、保育に欠けるという言い方はまたあれかもしれませんが、保育所に通いたいだけけれども、いろいろな事情があって、保育所に通えないようなケースについて、お預かりをしていただくということで、保育所の補完的な位置づけを考えていまして、今、一人で最高3人までやっていきたいということで、今年、制度改正をしまして、若干受け入れ条件をよくして、実際に動かしていきたいと考えていまして、現在、募集をしているところです。応募も、実際にあります。また、これによって、待機児の解消にもつながると考えています。

委員 あともう一つ、この図に関して、全体的なこと、こういうイメージとして子育てをとらえていただけるといいなということが一つあるので、ちょっと提案というか、お話をさせていただきたいのですが。家庭と子どもが中心にあるのはいいのですが、そのすぐ上にあるのが子育て支援センターであってほしいと思うのです。この子育て支援センターとファミリーサポートセンタ

ーと子育てグループと家庭保育福祉員の方と、皆さんが子育て支援センターを中心にして連携をとっていただいて、子育て支援センターに飛び込んでいったら、「では、今あなたが必要なのは家庭保育福祉員の補助ですね」とか、「お母様がお仕事をなさるのだったら労働省がやるファミリーサポートセンターが必要ですね」ということを全部網羅した上でネットワークをしていたら、子育て支援センターと子どもと家庭がつながっていることによって、すべての情報というか、今、自分が必要なものもわからないでお子さんを抱えて、お母さんが仕事をしていないのだったら、こういうサークルがありますよ、この地域にはこういうものがありますよということを教えていただけるととてもありがたいと思うので、むしろ家庭のところにつながっているのがファミリーサポートセンターと子育て支援センターと、こういういろいろな形でつながっているのではなくて、その家庭で悩んでいることを聞いた上で、あなたの家庭に的確な補助はこれですという形のことを言えるのが子育て支援センターになっていただければと思います。その意味で、保育園と子育て支援センターも、また、幼稚園と子育て支援センターも連携をとっていただければ、みんなでいろいろなことができるのではないかなと思うので、この図に関しては、どちらかという、いろいろな矢印が家庭に向くのではなくて、家庭に向いているものは一つか二つ、あるいは三つにして。保育園と幼稚園を選ぶのに悩んだときには、子育て支援センターの方が教えてください、あなたのそばにはこういういい保育園がありますよとか、幼稚園を選ぶのだったら、こういうところですよという情報まで教えていただけるとしたら、家庭と子どもの中心で、矢印は一つで、子育て支援センターがあるといいなと思いながら、私たちは子育て支援センターをつくるためのアンケートなどもつくってきたものですから、そういった意味で、いろいろな矢印があると、かえってお母さんは迷うと思うので、この図のことに関しては、それが1点あります。

あと、先ほどもあったのですが、病気のお子さんのことなんですけれども、これはもしかしたらミスプリントかもしれないので、あれでしたらば訂正していただきたいのですが、資料9-2に、最終目標は1か所と書いてあるのですが、これは子育て支援センターとか、あるいはファミリーサポートセンターなどには1か所と使われるのはよく理解できるのですが、先ほどのお話ですと、公立の方でそういう形をこれから持とうとするのであれば、1か所というよりは1園とした方がいいのではないかなと思ったので、もしかしたら、これはセンターのような形で、病気の子を預かりますよというための箇所なのか、1園の間違いだっただのかがわかりにくかったので、ちょっとお伺いしたかったと思いました。よろしくをお願いします。

事務局 2点目のところ、病児病後児保育の実施の最終目標1か所というところですか。

委員 ええ、そうなんです。

事務局 病児病後児保育については、全国的でもそんなに数がないのが実態なんですけれども、実際に保育所を使ってやっていくという考え方のところと、それから、全く別個に施設を設けて、そこで病児病後児保育をやっている例もありますので、今の段階では、私どもは保育園でやるということで決めておりませんで、それを検討しているところもありますので、1か所ということで表現をしています。

委員 さんが、今、子育て支援センターのところをおっしゃって、私どうしても言いたかったのですが、この9-2によりますと、平成12年度1か所が、17年度、5年たってもまだ2か所ということは、大船地域にやっと一つできるということかもしれませんが、子ども会館のことを何度も申し上げますが、今、子育て支援センターの方が各地域5か所に回られるのに、子育て広場を実際子ども会館で行っているわけですね。それをどういうふうにされるのか。いつまでたってもああやって子ども会館でされているのか。ただ、鎌倉の支援センターが人気があるのは、やはりいつでも行かれるということで、各地域に2週間に1回そこで会っても、きょうちょっと具合が悪いから行きたいなと思うところに行かれないわけです。そういうところが非常にほしいわけですから、最終目標が、センター機能を持った保育所配置で、保育所にそういうところがあって、いつでもだれでも行かれるようになるのか。私はそういうことを早く解決してほしいので、子ども会館の利用みたいなところの連携をとっていただきたいと思いますので、この支援センターが、たったこれだけというのは非常に不備だと思います。

委員長 ありがとうございます。7時半ぐらいの予定で考えておりますので。

委員 一つちょっと 委員に関連で、一つだけお願いをしておきたいと思います。
委員長 では先にどうぞ。

委員 病児病後児のセンターになるのか、保育園になるかわかりませんが、その企画が詰まってくる段階で、小児科医を巻き込んだ意見調整をしていただきたい。それが開設してから、小児科医の協力が得られるということになるのだろうと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 次々回の日程も決めなければいけないと思いますし、私はやはりこれで議論を閉じることはできないなと思っております。

特に、 委員がおっしゃった、絵に描いたもちにしないために、図にはいろいろ問題がありましたけれども、いい絵は書いてあると。だけど、これで本当に実施されるのかな。そのことは一番気がかりだというのは、これは委

員の方全員そうだろうと思いますので、きょうはこの図にかかってもいろいろなご意見が出ましたので、もう一回改訂版をつくっていただくと同時に、ではこれをやっていくのに、どういう手立て、あるいは委員の言葉を使えば、前提条件というのでしょうか。それを今の段階で考えていらっしゃるのか。私もいろいろなことをやろうとすれば、人もお金もかかりますよと申しあげましたので、その問題、どういうふうに解決をしていこうとされているのか。ただやりますよと言って、計画倒れに終らないための手立てというのを、それは年次計画ですから、事細かに幾ら幾らということでは出さないとはいえませんが、せめて路線図というのでしょうか、方針みたいなものを出していただいて、少しまたそれで議論をしていきたいなと思っております。

残り10分を切ろうとしているところなので、きょうは鎌倉市から一旦、今までの議論、鎌倉市側の提案を図にさせていただいて、確かに図にしてわかりやすかったところとわかりにくかったところがありますので、それはまた一工夫をしていただいて、次回、またこの鎌倉の保育をめぐる議論をしていきたいなと思っております。

5拠点の特徴みたいなことにかかわって、どう考えているのか。これも歴年によって、地域というのは変わっていくかもしれないですが、今の時点でどう考えていらっしゃるのか。それら等も出していただければなと思っております。

さて、次回ですが、これは既に決めていただいております、8月22日、午後2時からということになっています。もう少し保育所を中心にしました子育て支援を考えていき、その流れの中で、委員がおっしゃった、子育て支援全体のことについて議論を及ぼしていきますと、市長の諮問の2点目にもかかわって議論ができるかと思っております。

8月22日の午後2時はよろしいでしょうか。

次に、9月なんですけれども、具体的な日程を決める前に、曜日とか時間で、既に9回やってきていますので、今までの経緯を含めて何かご希望等があれば、再確認をしておきたいのですが。

(日程調整)

委員長

では、9月29日の10時半から12時ないしは12時半ぐらいまでを目指していくということで設定させていただきました。

ちょうど7時半ですね。では、どうもありがとうございました。